

補助金審査で加点対象に？

企業におすすめの認定制度 6 選

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

企業向けの各種認定制度は、働きやすさや人材育成、DX への取り組みなどを客観的に示すものです。

認定を受けることで社会的信頼の獲得や採用活動での訴求につながるほか、補助金申請の審査において考慮されるなど複数のメリットがあります。

そこでこの記事では、企業向けの主な認定制度を紹介します。記事内で紹介する認定制度は、次の 6 つです。

＜紹介する制度の一覧＞

制度名	制度概要	加点対象等となる補助金・助成金
事業継続力強化計画認定	中小企業者等が策定する防災・減災の事前対策に関する計画について、経済産業大臣が認定	<ul style="list-style-type: none">・ものづくり補助金・中小企業省力化投資補助金（一般型）・事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 推進）・小規模事業者持続化補助金（通常枠、創業型）
健康経営優良法人認定	特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人について日本健康会議が認定	<ul style="list-style-type: none">・ものづくり補助金・事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 推進）・中小企業新事業進出補助金

		<ul style="list-style-type: none"> ・IT 導入補助金 ・中小企業成長加速化補助金
えるぼし認定	女性活躍推進法に基づいて一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な企業を、厚生労働大臣が認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり補助金 ・中小企業省力化投資補助金（一般型） ・事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠） ・小規模事業者持続化補助金（通常枠、創業型） ・中小企業新事業進出補助金 ・大規模成長投資補助金 ・IT 導入補助金 ・中小企業成長加速化補助金
くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づいて一般事業主行動計画を策定した企業のうち、子育てサポート企業として一定の基準を満たした企業を、厚生労働大臣が認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり補助金 ・中小企業省力化投資補助金（一般型） ・事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 推進） ・小規模持続化補助金（通常枠、創業型） ・中小企業新事業進出補助金 ・大規模成長投資補助金 ・IT 導入補助金 ・中小企業成長加速化補助金
DX 認定	デジタル技術による社会変革に対して経営者に求められる事項をまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX 推進の準備が整っている企業を経済産業省が認定	<p>ものづくり補助金</p> <p>なお、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の申請要件のひとつとなっています。</p>
ユースエール認定	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定	地方公共団体独自事業

1. 事業継続力強化計画認定

事業継続力強化計画認定は、中小企業者等が策定する防災・減災の事前対策に関する計画について、経済産業大臣が認定を行う制度です。

本制度の詳細については、以下の記事で解説しております。あわせてご一読ください。

事業継続力強化計画認定制度とは？

[▶認定のメリットや制度概要をくわしく解説](#)

また、当社では、事業継続力強化計画の申請支援を行っております。申請をご検討の場合は、お気軽にお問合せください。

[▶事業継続力強化計画申請支援](#)

認定を受ける主なメリット

この認定を受けた中小企業者等は、補助金審査における加点措置や損害保険料等の割引、税制措置などの措置を受けることができます。認定による主なメリットは、次のとおりです。

(1) 補助金審査における加点措置

認定を受けた事業者は、一部補助金の審査において加点措置の対象となります。

加点により審査評価が有利になる可能性があるため、補助金申請を検討している事業者にとってはメリットとなり得ます。

対象となる主な補助金は、次のとおりです。

※令和8年1月23日現在の情報です。今後、変更となる可能性がございますので、申請の際は各補助金の最新情報をご確認ください。

- ものづくり補助金
- 中小企業省力化投資補助金（一般型）
- 事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 推進）
- 小規模事業者持続化補助金（通常枠、創業型）

(2) 損害保険料等の割引

認定を受けた事業者は、損害保険会社等により、リスク実態に応じた保険料等の割引を受けることができます。対象商品や割引率は損害保険会社によって異なります。

(3) 「中小企業防災・減災投資促進税制」の適用

青色申告書を提出する中小企業者等で計画認定を受けた中小企業者等が、対象設備を取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却 16%の適用を受けることができます。

(4) 低利融資や信用保証枠の拡大

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、日本政策金融公庫による低利融資（BCP 資金）を利用することができます。

ただし、融資の利用にあたっては、別途、日本政策金融公庫による審査が必要です。

また、計画の実行に必要な資金について、普通保険等とは別枠での追加保証や信用保証枠の拡大を受けられる場合があります。

(5) ロゴマークの使用

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、自社の広報活動や営業活動において、認定ロゴマークを使用することができます。

認定を受けた事実を対外的に示すことで、取引先や顧客に対する信頼性の向上につながります。

(6) 中小企業庁ホームページでの認定企業公表

認定を受けた企業は、中小企業庁のホームページ上で公表されます。

防災・減災に積極的に取り組む企業としての姿勢を示すことができ、企業イメージの向上や採用活動での訴求にもつながるでしょう。

参照：[中小企業庁 事業継続力強化計画](#)

2. 健康経営優良法人認定

参照：

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html

参照：<https://kenko-keiei.jp/>

健康経営優良法人認定は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を、日本健康会議が顕彰する制度です。

認定を受ける主なメリット

この認定を受けた中小企業者等は、補助金審査における加点措置や公共調達における優遇などを受けることができます。認定による主なメリットは、次のとおりです。

(1) 補助金審査における加点措置等

認定を受けた事業者は、一部補助金の審査において加点措置の対象となるほか、評価項目の一つとして考慮される場合があります。

ただし、補助金によっては、前年の健康経営優良法人認定を受けていることが要件となる場合があります。

例として、令和 8 年以降の補助金公募において加点措置等を受けたい場合、「健康経営 2025」（申請期間：大企業/令和 7 年 8 月 18 日～同年 10 月 10 日、中小企業/令和 7 年 8 月 18 日～同年 10 月 17 日）の認定を受けている必要があります。

対象となる主な補助金は、次のとおりです。

※令和 8 年 1 月 23 日現在の情報です。今後、変更となる可能性がございますので、申請の際は各補助金の最新情報をご確認ください。

※「IT 導入補助金」の名称は、令和 8 年 1 月から「デジタル化・AI 導入補助金」に変更されており、今後の公募において内容変更となる可能性があります。

- ものづくり補助金
- 事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 推進）

- 中小企業新事業進出補助金
- IT 導入補助金
- 中小企業成長加速化補助金

(2) 公共調達における優遇措置

国や自治体等が行う公共調達において、評価項目として加点されるなど、優遇措置を受けられる場合があります。

公共調達とは、国や自治体等が仕事に必要なモノやサービスなどを民間企業から購入したり、工事などを事業者に発注したりすることを指します。

(3) ロゴマークの使用

健康経営優良法人認定を受けた場合、自社の広報活動や営業活動において、認定ロゴマークを使用することができます。

自社のホームページや名刺等にロゴを掲載して、認定を受けた事実を対外的に示すことができます。

(4) ポータルサイトでの認定企業公表

認定を受けた企業は、ポータルサイト上で公表されます。

参照：[健康経営優良法人認定ポータルサイト](#)

参照：[経済産業省 健康経営](#)

3. えるぼし認定

えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づいて一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。

えるぼし認定企業の中でも、より高い水準の取り組みを行っている企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。

認定を受ける主なメリット

この認定を受けた場合、補助金審査における加点措置や公共調達における優遇などを受けることができます。認定による主なメリットは、次のとおりです。

(1) 補助金審査における加点措置等

認定を受けた事業者は、一部補助金の審査において加点措置の対象となるほか、評価項目の一つとして考慮される場合があります。対象となる主な補助金は、次のとおりです。

※令和8年1月23日現在の情報です。今後、変更となる可能性がございますので、申請の際は各補助金の最新情報をご確認ください。

※「IT導入補助金」の名称は、令和8年1月から「デジタル化・AI導入補助金」に変更されており、今後の公募において内容変更となる可能性があります。

- ものづくり補助金
- 中小企業省力化投資補助金（一般型）
- 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠）
- 小規模事業者持続化補助金（通常枠、創業型）
- 中小企業新事業進出補助金
- 大規模成長投資補助金
- IT導入補助金
- 中小企業成長加速化補助金

(2) 公共調達における優遇措置

前述の「健康経営優良法人認定」と同様に、国や自治体等が行う公共調達において、評価項目として加点されるなど、優遇措置を受けられる場合があります。

(3) 賃上げ促進税制の上乗せ

賃上げ促進税制とは、企業が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%～45%（企業規模による）の税額控除が適用されます。

さらに、えるぼし認定の三段階目以上、またはプラチナえるぼしの認定を受けた場合、一定の要件を満たすことで、税額控除率が5%上乗せされます。

(4) 日本政策金融公庫による低利融資

えるぼし認定を受けた事業主は、日本政策金融公庫の「[働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）](#)」を通常よりも低金利で利用することができます。

(5) ロゴマークの使用

えるぼし認定を受けた場合、自社のホームページや名刺等に認定ロゴマークを使用することができ、企業イメージの向上や人材確保などを期待できます。

参照：[厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）](#)

4. くるみん認定

くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づいて一般事業主行動計画を策定した企業のうち、子育てサポート企業として一定の基準を満たした企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。

認定には「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」「トライくるみん認定」の3種類があります。

認定を受ける主なメリット

この認定を受けた場合、補助金審査における加点措置や公共調達における優遇などを受けることができます。認定による主なメリットは、次のとおりです。

(1) 補助金審査における加点措置等

認定を受けた事業者は、一部補助金の審査において加点措置の対象となるほか、評価項目の一つとして考慮される場合があります。対象となる主な補助金は、次のとおりです。

※令和8年1月23日現在の情報です。今後、変更となる可能性がございますので、申請の際は各補助金の最新情報をご確認ください。

※「IT導入補助金」の名称は、令和8年1月から「デジタル化・AI導入補助金」に変更されており、今後の公募において内容変更となる可能性があります。

- ものづくり補助金
- 中小企業省力化投資補助金（一般型）
- 事業承継・M&A 補助金（事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI 推進）
- 小規模持続化補助金（通常枠、創業型）
- 中小企業新事業進出補助金
- 大規模成長投資補助金
- IT 導入補助金
- 中小企業成長加速化補助金

(2) 公共調達における優遇措置

前述の「健康経営優良法人認定」と同様に、国や自治体等が行う公共調達において、評価項目として加点されるなど、優遇措置を受けられる場合があります。

(3) 賃上げ促進税制の上乗せ

賃上げ促進税制とは、企業が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 35%～45%（企業規模による）の税額控除が適用されます。

さらに、プラチナくるみん認定もしくはくるみん以上の認定を受けた場合には、一定の要件を満たすことで、賃上げ促進税制における税額控除率が 5%上乗せされます。

(4) 日本政策金融公庫による低利融資

くるみん認定を受けた事業主は、えるばし認定を受けた事業主と同様、日本政策金融公庫の「[働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）](#)」を通常よりも低金利で利用することができます。

(5) ロゴマークの使用

くるみん認定を受けた場合、自社のホームページや名刺等に認定ロゴマークを掲載できます。

(6) ユースエール認定取得要件

くるみん認定を取得している企業は、一定期間、後述するユースエール認定の取得要件の一部が免除されます。

具体的には、ユースエール認定の申請要件のひとつとして、直近 3 事業年度において、「男性労働者の育児休業等取得者が 1 人以上、または女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上」であることが求められています。

しかし、くるみん認定を受けている場合は、認定を受けた年度を含む 3 年度間はこの要件について不問となります。

参照：[厚生労働省 くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて](#)

5. DX 認定

DX 認定は、デジタル技術による社会変革に対して経営者に求められる事項をまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX 推進の準備が整っている企業を国が認定する制度です。

認定を受ける主なメリット

この認定を受けた場合、補助金審査における加点措置や公共調達における優遇などを受けることができます。認定による主なメリットは、次のとおりです。

(1) 補助金審査における加点措置

認定を受けた事業者は、一部補助金の審査において、加点措置の対象となる場合があります。対象となる補助金は、次のとおりです。

※令和 8 年 1 月 23 日現在の情報です。今後、変更となる可能性がございますので、申請の際は各補助金の最新情報をご確認ください。

● ものづくり補助金

なお、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）では、DX 認定を受けることが申請要件のひとつとなっています。

(2) 日本政策金融公庫による低利融資

DX 認定を受けた事業主は、日本政策金融公庫の「[IT 活用促進資金](#)」を通常よりも低金利で利用することができます。

(3) ロゴマークの使用

DX 認定を受けた場合、自社のホームページや名刺等に認定ロゴマークを掲載できます。

参照：[経済産業省 DX 認定制度（情報処理の促進に関する法律第二十八条に基づく認定制度）](#)

参照：[独立行政法人 情報処理推進機構 DX 認定制度のご案内](#)

6. ユースエール認定

ユースエール認定は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けるためには、離職率や所定外労働時間、有給休暇の取得状況などについて、一定の基準をすべて満たす必要があります。

なお、一定期間内に「くるみん認定」を取得している企業については、ユースエール認定の申請要件の一部が免除されます。詳細は、くるみん認定の項目で解説しています。

認定を受ける主なメリット

この認定を受けた場合、補助金審査における加点措置や公共調達における優遇などを受けることができます。認定による主なメリットは、次のとおりです。

(1) 一部の地方公共団体が行う事業における優遇措置

認定を受けた事業者は、一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、優遇措置の適用対象となる場合があります。

(2) 公共調達における優遇措置

ユースエール認定を受けた場合、国や自治体等が行う公共調達において、評価項目として加点されるなど、優遇措置を受けられることがあります。

(3) 日本政策金融公庫による低利融資

ユースエール認定を受けた場合、日本政策金融公庫の「[働き方改革推進支援資金](#)」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。

(4) ロゴマークの使用

ユースエール認定を受けた場合、自社のホームページや名刺等に認定ロゴマークを掲載でき、企業ブランディング等に役立ちます。

参照：[厚生労働省 ユースエール認定制度](#)

7. まとめ

この記事では、企業向けの主な認定制度を紹介しました。

各種認定制度は、補助金申請の審査において評価項目として扱われる場合があるほか、採用活動や対外的な信用力の向上など多くのメリットを期待できます。

ただし、加点措置の有無や優遇措置の要件等は補助金制度ごとに異なるため、最新の公募要領を確認したうえで、認定制度の活用をご検討ください。

令和8年1月23日 作成：株式会社 Stayway